

博士学位論文の内容の要約

論文題目 近世幕藩領主と織物統制 ―領主権力の特質について―

藤原正克

〔研究の視点〕

本研究は、近世幕藩領主による織物統制の局面から領主権力の特質を考察するものである。ここで、織物とは、経糸と緯糸を交差して織り上げた布等を指し、その原料となる商品作物や中間加工品（産物）をも含めて検討する。

具体的には、徳川幕府が、法令を通じて統制する織物（絹・紬・木綿など）の寸法と、市場で売買される際の取引上の乖離実態をみたうえで、幕府の法令による寸法統制のあり方と変遷の歴史的意味を考察する。信濃国松代藩領の木綿政策では、各種政策評議過程を明らかにするとともに、政策に対する領内の反応（民意）や他藩領との相克の諸相を論じる。また、高度な評議を要する案件における意思決定の構造を探る。これらの検討を通じて、近世幕藩制社会の織物・産物統制の諸局面における領主権力の多様なあり方を考察する。

〔本研究の構成〕

序章・第Ⅰ部（二章）・第Ⅱ部（序言・四章）および補論（二章）・終章で構成している。

序章

はじめに

- 一 先行研究
- 二 研究方法
- 三 資史料
- 四 本研究の構成

第Ⅰ部 幕府法令と織物の統制

第一章 「武州上州反物糸真綿反数貫目改所設立願」に関する一考察

―織物の寸法統制に関する法令について―

はじめに

- 一 絹市における売買の実態
―寛延二年（一七四九）の丈尺幅改会所設立願を事例に―
 - 二 武州上州反物糸真綿反数貫目改所設立願
 - 三 都市呉服問屋・在地仲買人の対応
 - 四 村落の対応―武州忍藩秩父領を中心に―
 - 五 結果と考察
- おわりに

第二章 徳川幕府前期の織物寸法統制について—法令と順守の状況—

はじめに

- 一 織物寸法統制令
- 二 織物寸法統制令と各藩領の対応
- 三 寛文五年の定について

おわりに

第Ⅱ部 近世後期の信濃国松代藩領の産物統制—木綿を中心に—

第Ⅱ部 序言

第三章 文政期の木綿鑑札制度成立の構造—領政機構の評議過程を中心に—

はじめに

- 一 松代藩領概要
- 二 木綿の時代的変遷
- 三 文政一二年の木綿政策—立案・成立・施行に至る評議過程—

おわりに

第四章 天保期の木綿改所開設と運営

はじめに

- 一 松代藩領の木綿政策
- 二 木綿改所の開設とその機能
- 三 木綿改所の運営
- 四 改所見合わせ

おわりに

第五章 木綿改所の機構と機能—政策の上意下達をめぐって—

はじめに

- 一 史料の概要
- 二 産物会所
- 三 政策の上意下達—改所見合わせ申渡しを事例に—

おわりに

第六章 木綿改所の集荷と売捌

はじめに

- 一 木綿改所開設以前
- 二 集荷
- 三 売捌

おわりに

補論 大名家と朱印寺領

第七章 近世の真田家と善光寺領—善光寺領町人・百姓の仕置をめぐって—

はじめに

- 一 真田家と善光寺領
- 二 善光寺領町人・百姓の「仕置」
- 三 天保の飢饉と真田家

おわりに

第八章 天保期の真田家と善光寺領—善光寺難渋願一件を中心に—

はじめに

- 一 先行研究の問題点
- 二 善光寺領の動向
- 三 真田家の動向

おわりに

終章

- 一 本研究の成果
- 二 近世後期の産物会所から幕末期の産物会所再編への接続

〔各部・章ごとの要約〕

各部・各章ごとの課題、課題への対応方法、検討の結果等を要約する。

序章

研究対象、研究目的・問題意識、先行研究、研究方法、資史料の説明等を行なう。

第 I 部 幕府法令と織物の統制

第 I 部では、織物売買における丈尺幅の実態と幕藩領主・売主・買主の相克の様相および幕府による織物の寸法統制に関する法令の史料批判と諸大名領における順守状況から領主権力の特質を考察する。

第一章 「武州上州反物糸真綿反数貫目改所設立願」に関する一考察

—織物の寸法統制に関する法令について—

本章の課題は、織物の売買における法令順守の実態と問題点を把握することにある。はじめに、『徳川禁令考』（幕府法制史料集、明治初年司法省編纂）に収載されている織物の寸法統制に関する法令を参照する。つぎに、寛延二年（一七四九）、武州秩父郡忍藩秩父領大宮郷の名主が出した丈尺幅改会所設立願から絹市における売買の実態と問題点を把握する。さらに、天明元年（一七八一）の武州上州反物糸真綿反数貫目改所設立願を取り上げ、当該願に対して、幕府・売主（生産農家）・買主（都市呉服問屋/仲買人）のそれぞれが示した反応から、幕藩権力の特質を考察する。

検討の結果、忍藩秩父領大宮郷の絹市では、買主が要求する織物の丈尺幅は、幕府による寛文四年の法令よりも短尺であったこと、売主の持ち込む織物のなかには買主の要求よりもさらに短尺のものがあり、買主から値引きさせられて売捌いていたことが明らかになった。上州の名主三人による武州上州反物糸真綿反数貫目改所設立願は、買主から売買手数料を徴収し、そのなかから運上を上納するというものであり、幕府はこれを三年に限

り公許した。しかし、買主は売買手数料負担を嫌って休市し、そのため、生産農家は換金機会を失い反対陳情や一揆に及んだ。一揆を重く見た幕府は急遽公許の取消しに追い込まれたことから、幕府自ら、織物の寸法統制に関する法令を有名無実化したと考察した。なお、幕府法令の有名無実化については、社会情勢や衣服の変化を要因と指摘する先行研究があるが、本研究では、時代の流れに加えて幕府の公許取り消しが転換点になったと考察した。

第二章 徳川幕府前期の織物寸法統制について—法令と順守の状況—

本章の課題は、①近世～明治初期にかけて編纂された多くの官撰・私撰の法令集に収載されている幕府による織物の寸法統制に関する法令を比較・精査するなどして史料批判を行ない、全国令として公布されたものを確定すること。②全国令の諸大名領内への周知と順守の状況をみていくこと。③近世後期に刊行された時代考証出版物にみられる寛文五年令とはどのようなものかについて考察することである。

検討の結果、①寛文四年令を幕府の全国令と確定した。②諸大名は、幕府法令の速やかな周知に努めたが、各領内固有の事情を斟酌せざるを得ず、順守の状況は区々であった。③巷に流布する寛文五年令は、幕府の寛文四年令が、民間における製織や衣服の需要など諸事情に適合的な丈尺幅に読み替えられたものと推測した。幕府法令におけるものさしは曲尺であったが、民間では時代の経過とともに裁縫尺として呉服尺やくじら尺などが流通して煩雑化したように見受けられる。

第Ⅱ部 近世後期の信濃国松代藩領の産物統制—木綿を中心に—

第Ⅱ部では、松代藩の木綿政策について、立案～成立過程を「人」に注目し、藩役人相互の問題意識や見解に留意してみていく。そこから産物統制における領主権力の特質を考察する。

第Ⅱ部 序言

松代藩が領有する北信四郡の位置関係、木綿栽培の広がり、主だった村ごとの木綿生産量、木綿栽培～木綿布までの加工工程（概略）などを概観する。

第三章 文政期の木綿鑑札制度成立の構造—領政機構の評議過程を中心に—

本章の課題は、松代藩の政策立案過程における藩役人相互の考え方とその異同、評議内容および意思決定方式など制度成立の構造を解明することにある。具体的には、文政一二年（一八二九）、家老から、領内木綿が直面する問題点、すなわち、領内利益の領外流出および町方・在方の対立問題を対策するよう命をうけた町奉行が、各奉行衆との意見交換を通じて、問題解決のための具体案を作成し合意形成していく過程をみる。

検討の結果、町奉行が、対策として木綿鑑札制度導入を提案し、それを同僚の町奉行他職奉行・郡奉行らに廻章（宛名を記した回文）して奉行衆個々の意見を求め、見解の異同を評議し合意を形成するという構造であることが判明した。

なお、鑑札制度は、領主権力にとって、他領商人を排除することから領内利益の流出防止効果が期待できる利点がある一方、領民（生産農家）は、鑑札所持者としか取引できず、

経済合理性が損なわれる可能性を孕んでいた。このような利害が相反する藩領運営の根幹に関わる高度な課題については、先行研究が示した下位から上位への稟議積上げ方式ではなく、複数の上位役人（奉行職）同士が廻章方式で合議し合意を形成していくという水平型意思決定方式であること、最終決定権力者は家老であることを解明した。また、制度の施行では、町奉行や職奉行が、各々の職務権限の範囲内に申渡しや触示する場合の指揮命令系統を明らかにした。なお、松代藩領政機構は、木綿の流通に関し、文政一二年の鑑札制度導入は、領主権力が主導権をとって統制に関与したひとつの画期であったことを指摘した。

第四章 天保期の木綿改所開設と運営

本章の課題は、松代藩領内主要産物の一つである木綿の流通に領主権力が関与する局面、すなわち、産物会所政策としての木綿改所開設の経緯、運営上の問題点と対応策などの解明にある。木綿改所は、先に導入した鑑札制度を堅持して領内利益の領外流出を防止するとともに、品質問題（粗製乱造）を抱えていたことへの対応を目的とする政策である。

検討の結果、木綿改所は、天保五年九月、城下松代に一カ所開設されていること、その機能は、領内木綿をいったん木綿改所に集荷すること、改料を徴収して品質検査をおこなうこと、検査済の荷品は口銭を徴収して売捌くことであった。つまり、領内利益の領外流出を防止して木綿商いを回復させるとともに藩財政改善の二兎を追う政策であった。しかし、領内木綿商人は、これまで自由に荷品を背負い各地に赴いて商売をしてきたが、改所開設後は、いったん城下松代に持ち込んで改めを受けなければならず、これに改料負担が加わり差支難渋した。この状況を放置すれば抜荷などがおこりかねず、これらを重くみた領政機構は、出張改所を付設し、改料を見合わせるなどで対応したものの、開設から一年未満で業務見合わせを決めた。領政機構は、短期間のうちに見直しを求められたことになるが、自由度を抑制された民意を無視することは出来なかったと考察した。なお、この天保期の木綿改所の各種意思決定の局面においても、文政期の木綿鑑札制度導入時にみられた複数の上位役人（奉行職）同士が合議し合意を形成するという水平型意思決定方式がとられていた。

第五章 木綿改所の機構と機能—政策の上意下達をめぐって—

本章の課題は、松代藩の産物会所および木綿改所の基本的事項を解明することにある。先行研究において、同藩の産物会所設置が天保四年であること、主たる目的が紬の統制であること、集荷のために藩資金が投入されたこと、大小さまざまな商人が売捌きに携わったことなどが解明されている。しかし、産物会所の業務開始時期、所在地といった点は六〇有余年間不明のままである。また、第四章では、産物会所木綿改所の開設～業務見合わせまで通覧したものの、集荷と売捌きの仕組み、藩役人の指揮命令系統や役割分担などには言及することができなかった。

かかる諸課題を解明するため史料を精査するなどして検討した結果、産物会所の取建

年月日や所在地、木綿改所の残された各課題についてそれぞれ実証するに至った。さらに、藩の上位役人から命令下達を指示された下位役人が、末端実務者への周知・説得に手間取った局面の検討を通じて、武家社会における領主権力は、威信維持のため絶対服従を旨とすることを確認した。

第六章 木綿改所の集荷と売捌

本章の課題は、木綿改所の集荷と売捌き方針を具体的に検討することにある。

領主権力の流通への関与による木綿改所開設は、集荷や売捌きにどのような変化を生じさせたのか。ここでは、従来からの主要な取引相手である善光寺商人と上田商人を取り巻く諸相を考察する。

検討の結果、前述したように、この政策は、鑑札制度を堅持して集荷することから、鑑札不所持の善光寺商人は、従来のように松代藩領内に入り込んで取引することができなくなった。また、松代藩領内の木綿はいったん品質改を受けなければならないことから、上田商人は、これまでのように北信四郡から木綿商人が直々に上田表に運び込んでくる荷品を居ながらにして買付けるということができなくなった。このように、取引を忌避された両領外商人の困惑と葛藤の様相を検証した。まず、善光寺商人は難渋を理由に江戸表へ出訴したが、その後、松代藩が鑑札下付に転じたことから、これを領主権力の弛緩と捉えた。上田藩では役人が、城下の商人に対し松代表へ出向いて示談するよう申し渡したものの、彼らは自身の損得勘定を優先して動こうとしなかったことから、領主権力の衰退と捉えた。なお、木綿改所では、両領外商人を忌避した取引きの欠を補うため、開設に先立って上田近郊の小諸町商人や松本町商人と接触していたことを明らかにした。

補論 大名家と朱印寺領

補論では、大名家と所領が隣接する朱印寺領間には、どのような関係性があるのかについて、一〇万石松代藩領主真田家と一〇〇〇石朱印善光寺領を事例に考察する。

第七章 近世の真田家と善光寺領—善光寺領町人・百姓の仕置をめぐる—

本章の課題は、幕藩体制下の松代藩領主真田家と、東叡山寛永寺の末寺である朱印善光寺領との関係性を考察することにある。両者の所領は隣接している。はじめに、政治的位相として、天和二年（一六八二）に門跡（比叡・日光・東叡の三山を管領）から真田家に宛てられた善光寺領町人・百姓の仕置御頼書を契機とする両者の関係性をみる。つぎに、社会・経済的位相として、飢饉時における救い米のあり様から両者の背後にある幕藩領主権力の特質をみる。

検討の結果、真田家は、善光寺領の静謐維持に努めていること、同寺領を「支配所」と観念していること、町人・百姓の仕置を依頼された場合、支配所ゆえ自分仕置権を有するにもかかわらず、つねに幕府の判断を仰いでいたことが明かになった。このことから、これを幕藩体制下の大名家権力の特質とみた。つぎに、飢饉により食糧難に喘ぐ善光寺領民への対応をみた。八代藩主真田幸貫は、自領民や預所の村々も難渋する状況下、善光寺領民に救い米を施すことを告げるが、その根拠観念として御頼書の存在があることを解明

した。この両者の関係性は、真田家が善光寺領に対して有する歴史的特性であるとともに、これもまた幕藩体制下の領主権力の特質であることを指摘した。

第八章 天保期の真田家と善光寺領—善光寺難渋願一件を中心に—

本章の課題は、第四章で検討した木綿改所開設後まもなく、善光寺町人ら（庄屋・店借ら小前層から成る集団）が松代藩領村人他を相手方として出訴した難渋願一件から、真田家と善光寺領の関係性を考えることにある。訴願点の一つに、木綿改所開設により、従来通り木綿の買付けができなくなり市場商いが差支えたとある。この難渋願一件を取り上げた先行研究は少なくないが、そのいずれもが、善光寺町人の訴状と済口証文を対比して、かつ訴訟人側の立場から論じている。本章では、多岐にわたる訴願点のなかから、木綿改所に起因する点に限定して相手方も含めた公平な観点から内実の解明に努めた。

検討の結果、寺社奉行から扱いを下げられた東叡山寛永寺と真田家江戸屋敷の働きによって内済に至ることをみた。ただ、本章では、主として訴訟人側の史料に依拠して検討したことから、この経過を真田家側の史料から詳細に実証すること、この訴訟が、木綿改所の一年未満での業務見合わせにどこまで影響を及ぼしたのかなどを今後の課題とした。

終章

一 本研究の成果

近世幕藩領主権力の特質を考察するため、つぎの五つの課題を設定して取り組んだ。

- 1 在方市での絹織物取引実態の明確化
- 2 幕府法令の網羅的調査と史料批判
- 3 政策立案時の領政機構内部の「人」へ注目
- 4 産物会所政策の全体像の明確化
- 5 藩領研究の対象を広域的に俯瞰

1は、第一章で、2は、第二章で検討した。3は、第三章で、4は、第四章・第五章で、5は、第六章・第七章・第八章で論じた。

二 近世後期の産物会所から幕末期の産物会所再編への接続

木綿改所（一年未満）という政策をどう評価するか、松代藩領の化政期～天保期の産物政策のなかにどう位置付けるかを考察した。まずは、官製問屋たる木綿改所の目指したことは、木綿商いの回復による領民の生活向上、荷品の独占的集荷と改料徴収、品質管理による売捌促進および売買口銭（市場取引口銭）収入による藩領財政への寄与であった。目的を果たせなかったのは、集荷では、村々生産者や在方商人に課した距離的不便さと改料という二重の負担が大きな問題であった。領内木綿商いの回復による領民の生活向上をも企図したにもかかわらず、民意の前に政策意図は軌道修正を余儀なくされた。つぎに、売捌であるが、従来からの売捌先であった善光寺町と上田表を意図的に退けたことにより、新たな確執をも招くこととなった。

松代藩領の各種産物統制策は、化政期～天保期に集中している。本研究で対象とした木綿政策は、領主権力が文政一二年になって本格的に介入し、天保五年九月の木綿改所開設

に接続したものの、翌六年七月に見合わせた。この間、天保五年一二月に善光寺町から出訴され、訴訟人らの主張の正否はともかくとして、大きく譲歩する形で同六年一〇月に内済し、その翌一一月に停止を申渡した。翌七年以降の史料をみても、毎年の鑑札改の日程程度しか記されておらず、紬はといえば天保八年に仕法替していることが知られている。松代藩領を二分する主要産物の統制策は停滞期に入ったことは疑う余地がない。甘草・杏もまた木綿と同じく短期間で政策転換したが、それはとりもなおさず生産者側の反対の意思表示であった。領政機構は、木綿・紬・その他産物での相次ぐ不成功により遅滞している財政立て直しのため、幕末期に向かって、出直しの機会をうかがっていたものと考えられる。安政期の開港の影響もあって、木綿にしても紬にしても伸長著しかったとみえ、幕末期に産物会所が再編（慶応元年二三カ村に設置、その後追加）され、それまでの木綿師（三〇〇～四〇〇人）から、慶応元年には、木綿師・木綿中買・木綿小買（一〇〇〇人余）となったことが知られている。産物会所再編による出直し政策は、化政～天保期の木綿改所を含む産物会所政策の捲土重来の一環でもあった。

産物会所における木綿と紬の統制を統一的にみた場合、両産物とも化政期から動きがみえ始め天保期に山場を迎えて仕法替し、幕末期に再編成される。したがって、松代藩領の産物会所にとって天保期とは、幕末期の再編成に向けて経験すべきひとつの山場であったと考える。紬の産物会所再編については、すでに論考がだされているが、木綿についてどのように再編しどのように変容したかを問うことが今後の課題である。

本博士学位論文は、学位取得時から起算して五年以内に出版予定である。